

第7回条例検討専門委員会議事録

日時：平成22年7月20日（火）19：00～21：00

場所：障害者総合支援センター研修室

次第

1. 開会
2. 意見交換会
 - ・ 前回議事録の承認
 - ・ 第6、7回条例について話し合う100人委員会及び第4回ヒアリングの報告について
 - ・ 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の考え方(中間報告)案について
3. その他
4. 閉会

配布資料

『第7回条例検討専門委員会』次第
第7回条例検討専門委員会 座席表
第6回条例検討専門委員会議事録(案)
資料1 第6回条例について話し合う100人委員会議事録要約版
資料2 第7回条例について話し合う100人委員会議事録要約版
資料3 第4回条例検討専門委員会ヒアリング報告書
資料4 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の考え方(中間報告)案
参考 Jリーグにおけるノーマライゼーション条例のPR活動について

出席者

桑原委員、斎藤委員、柴野委員、嶋垣委員、鈴木委員、野辺委員、平野委員、増田委員、宗澤委員長、渡辺委員、岡村課長、吉野補佐、事務局職員

1 開会

(宗澤委員長)

それでは、「第7回条例検討専門委員会」を開催させていただきます。ここで議題に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いします。

(事務局)

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料と致しましては、

『第7回条例検討専門委員会』次第
第7回条例検討専門委員会 座席表

第6回条例検討専門委員会議事録(案)

資料1 第6回条例について話し合う100人委員会議事録要約版

資料2 第7回条例について話し合う100人委員会議事録要約版

資料3 第4回条例検討専門委員会ヒアリング報告書

資料4 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の考え方(中間報告)案

参考 Jリーグにおけるノーマライゼーション条例のPR活動について

参考 100人委員会アンケートまとめ

の以上9点でございますが、よろしいでしょうか。

2 議題

前回議事録の承認

(宗澤委員長)

次第に沿いまして、議事の進行をさせていただきたいと存じます。まず、前回の「第6回条例検討専門委員会議事録(案)」につきまして、委員会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、今月上旬に本日の委員会の開催通知と合わせまして、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正のご意見がなければ、議事録については承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

第6、7回条例について話し合う100人委員会及び第4回ヒアリングの報告について

それでは、議題の2、「第6、7回条例について話し合う100人委員会及び第4回ヒアリングの報告について」、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

100人委員会について

それでは、お手もとの資料1「第6回条例について話し合う100人委員会 議事録・要約版」をご覧ください。第6回の100人委員会につきましては、去る6月29日(火曜日)18時から「福祉サービス」をテーマに浦和コミュニティセンターにて開催をさせていただいたところでございます。また、第7回の100人委員会につきましても、7月10日(土曜日)にプラザウエスト多目的ルームにおいて開催させていただき、「条例の構成案」について活発な議論をいただいたところでございます。開催にご協力を賜りました委員の皆様におかれましてはこの場をお借りして改めて御礼申し上げます。

第6回の内容でございますが、「福祉サービス」ということで、資料1にありますように、具体的な要望が多く寄せられたように思います。まず、福祉の捉え方といたしまして、「福祉サービス」という言葉の響きに「プラスアルファ」のイメージがあり、「障害者は良いわね。」「贅沢だ。」と言われたりする。という指摘がありました。また、「家族依存の支援体制があるので、家族がいても、本人が必要な支援は制限なく受けられるようにすべき。」との意見が出されました。次に、谷間のない支援・切れ目のない支援の必要性といたしまして、障害の種類や程度、年齢よっての区別でなく、個人のニーズに応じた支援を望む。」といった意見や「ライフステージに応じて一貫した支援が受けられるようなシステムづくりを。」という意見が寄せられました。また、福祉サービス・支援へのアクセスについて、「福祉サービスやシステムが複雑である。」や「情報が届かない人、分からない人がいる。」、「障害のことを理解していて、相談事項を持っていけば、解決につなげてくれる仕組みがほしい」といった意見が出されました。次に、医療における課題、医療と福祉の連携について、「医療と福祉の連携

を密についてほしい。」や「医療現場における情報保障について、手話通訳者をいつでも利用できるようにしてほしい。」といった意見が出されました。また、施設や作業所での福祉サービスについて、「当事者、利用者に寄り添った支援を。本人のニーズをつかんだ上で提供すべき。」といった意見や「施設ではビジネス的・一般的な要素が欠けている。」といった指摘も出されました。移動支援については、「使い方、使える人に制限があり、人として当たり前の暮らしが保障されない。」「障害の特質を理解して移動支援ができる事業所が少ない。」情報保障・コミュニケーション支援については、「市内での対応に差がある。銀行での代筆・代読等、コミュニケーションの支援を当たり前に受けられるように。」生活保障については、「障害者の生活水準の確保。健常者が当たり前として受容している生活を障害者も同じ権利で受容できるように。」といった意見が出されました。次に、国との関連・さいたま市条例に期待することとして、「条例で今より良くなることをみんなで期待している。」「条例の実施状況をしっかりと権限を持ってチェックしていくシステムが必要。」「条例を提起した市長との直接対話の実現を。」といった意見が出されました。また、さいたま市行政・職員に期待することとして、「各区役所の対応、職員の力量にばらつきがあるので、障害者の現実を理解し、頼れる行政であってほしい。」という意見がありました。そのほかにも、「市民の意識を変えていかなければならない。そのためには、街の中に出て行ったり、一歩前に出たりという障害当事者や家族の覚悟も必要だ。」また、「困っている人に「何かできますか。」と気軽に手助けする雰囲気づくりが大事である」というような意見が出されました。

つづいて、第7回の内容ですが、「条例の構成案」という形でテーマを設定させていただき、議論を行いました。資料の2にあげさせていただいたとおり、多くの意見が出されました。条例の目的については、「障害のある人達が「権利の主体」であり、「社会の一員」であることを全面に押し出してほしい。」という意見がありました。条例における障害者の範囲については、「制度の狭間にある障害者にも手厚い支援が必要。」障害者基本法における身体・知的・精神の三障害に限ることなく、日常生活に必要な支援が行われるように。」といった意見が出されました。また、「「要支援状態」「社会的な支援が必要だ」という状態について、誰がどのように捉えていくのが問題。」といった意見がありました。市民及び市の責務につきましては、「あらゆる取り組みの中で啓発・啓蒙が貫かれるよう、条例に盛り込んでほしい。」「権利には責任も伴うということも含め、障害のない一般市民と話し合ってみよう。」「人権擁護に深く関わる公権力を持つ警察や救急、消防などには、障害のある方に対して正しい理解が行われるような別立ての啓発・研修が必要。」「市民の偏見や周囲の噂に対して閉じこもりがちにならないよう、周囲と触れ合うことで共生の方法を探っていこうという当事者の意識向上が必要。」といった意見が出されました。続きまして、(2)障害者の権利擁護の部分ですが、「差別の定義について、具体的には人によって違って来る。市民の目にも分かるような形にならないと機能しないのでは。」「障害者の虐待については罰則を設けてほしい。」といった意見がございました。(3)障害者の自立及び社会参加の支援の部分に続きましては「医療と介助の保障。医療と福祉の連携。」について追記してほしいという意見がございました。また、まちづくりや人材づくりについて追記してほしいという意見もございました。つづきまして、障害者の生活支援・居住支援・就労支援の促進については、「介護サービスを実態に即したものに。現状では細かすぎる。」「精神障害の福祉の充実について明記を。」「家族が非常に過大な負担をしているので家族任せにしない支援体制を構築してほしい。」「公営住宅に入居できるようにしてほしい。」「就労枠を増やしてほしい。(特に精神障害分野)」といった意見が寄せられました。障害児・者への子育て支援及び教育の促進については、「幼少期からのインクルーシブ教育の推進」「共に生きる」という現実が進むことが明確になるような条例に。」「子ども達が小さい頃から障害者を差別せずに過ごせる環境整備を。」といった意

見が出されました。また、「教育委員会と何度もやりとりをしているが、個々の教育的ニーズをなかなか受け止めてもらえないという現状がある中、誰の判断のもとに、何がふさわしくて何が必要なのかを確認するというのが分かりにくい。」、「学校の選択権の保障を。」といった意見と「普通学級に通学した方からは、普通生徒と比べられて辛かった。」といった意見が出されました。続きまして、「障害者への情報提供の促進及び意思疎通に対する配慮について」においては、「それぞれの人にふさわしいコミュニケーション、やりとりを含む情報アクセスの改善が進むような内容に。」、「防災に関連した情報について障害者に行き届くように。」といった意見が出されました。また、障害者の社会参加基盤の整備促進のところでは、「バリアフリーやユニバーサルデザインを積極的に取り入れてほしい。」といった意見が出されました。最後に、(4)条例の推進体制の項目については「年次報告ではなく、もっと短い期間(毎月や2～3カ月に1回)で、市民に分かりやすい報告をしてほしい。」、「市民も交えた定期的な会議を持つということ盛り込んでほしい。」といった意見が寄せられました。また、その他の意見としては、「国の障害者制度改革推進会議で打ち出されている内容と遜色ないものに。」といった意見や「公共交通機関や企業と手を組み、市民の目をひくポスターの掲示や、市長が記者会見をし、日本で一番良い条例を作りたいというような宣伝をするなど、広報を充実してほしい」といった意見が出されました。100人委員会については、以上です。

ヒアリングについて

それでは、お手元の資料3「第4回条例検討専門委員会ヒアリング報告」をご覧ください。第4回のヒアリングを6月22日(火曜日)に開催をいたしました。参加された皆様は資料に記載のとおりでございます。今回は、岩槻区の西原小学校に伺わせていただき、「教育」に関する課題についてヒアリングを行いました。まず、西原小学校での特別支援教育を取り巻く状況について伺いました。「すぐ近くに小児医療センターがある関係で、ハンディをもった子どもが集まってくる。子ども達も車椅子の子に自然と手を貸し、受けて入れている。」、「教師が連携しているので、学年間で問題を話し合い、認識を共有できている。」、「教師間での話が教頭や校長まで上がってくるのが素晴らしい。他の学校ではこの報告がないという課題を抱えているところが多い。」次に、身近に障害児がいることの効果について伺いました。「岩槻には混合保育の流れがもともとあったので、保育園が障害児を積極的に受け入れている。保育園の頃から障害児と地域で生活しているから、学校にあがってもそれが当たり前になっている。地域にそうした土壤があるのがポイントではないか。」、「障害児が頑張っている姿を健常児が見ることで、彼らも頑張っているということを認識し、受け入れている。中学校からではこうはいかない。就学前後からこういう経験をさせておくことが重要だ。」、「逆に、一緒に育っているからこそ遠慮がなく、喧嘩もするしいたずらもする。それは障害者差別ということではなく、健常児同士の問題と同様に解決に向けて話し合った。」、「通常学級の子に、特別支援学級の子の何か光るところを見せてあげると、「この子はすごいんだな」と感じて、なんとなく溝が埋まっていく。」、「学習内容ではなく、学習空間を共有することに意味がある。」といった回答がありました。次に特別支援学級での指導について伺いました。「通級指導で困ったら特別支援学級の先生に教材を借りて、通常学級全体で使ったりしている。」、「学力や能力の差は存在するが、「色々な子がいるからみんなで力を合わせていこうね」という考えが大切だ。」、「LD児の指導などに学校支援員や学生ボランティアはすごく有効だ。」、「大人になるスピードは1人1人違う。」、「一概に教科学習ということではなくて、挨拶や話すときに相手の目を見ることなど、日常生活で必要なことを身につけさせていきたい。」、「家庭とも連携し、「こんな宿題を出しているが家庭ではどうですか」「こういうことは苦手なようですよ」などと状況を伝え、理解してもらって、一緒にゴールを目指してやっていくことが大切

だ。」「九九や漢字の書き取りがどれだけ出来るかよりも、実生活に結びつくような指導をしている。」「その子自身に着目して、長所をどれだけ伸ばしていけるかということを中心に考えている。基準ありきではなくて、子ども側から見た支援が大切だ。プロの教育者として1人の人間を教育するという意識が重要だ。」といった回答が寄せられました。次に、保護者との関係について伺ったところ、「障害児と一緒に授業を受けていると、他の保護者から心配して相談の電話をかけてくることもある。」「保護者は子どもを通して情報を受け取る。毎日学校に見に来ているわけではないので、特別支援学級の保護者と通常学級の保護者とのコミュニケーションが大切だ。」といった意見や、「子どもの方が人権や差別ということに敏感だ。保護者の中には何十年も前の考え方をしている方もいる。」といった回答がありました。それとは別に、「保護者に障害があって問題発生している場合、手話通訳などを使ってコミュニケーションをしっかりと図っていく姿勢が問題の解決につながる。」という事例も紹介されました。最後に、学校における障害者雇用について伺ったところ、「学校ほどバリアフリーになっていないところはない。ハンディをもった方が働くのは至難の業だ。」といった回答が出されました。第4回のヒアリングについては、以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。それでは、100人委員会2回分とヒアリングの報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお伺いしたい。いかがでしょうか。

(宗澤委員長)

第4回ヒアリングの報告で、当日私も出席しましたので、若干の補足をいたします。こちらの教頭先生は、条例検討専門委員会をされていた玉井先生が教育委員会から現場に行かれて働かれている場所なので色々なことをお聞きできた。先生方が特別支援教育の学級担任であるかどうかにかかわらず、全校にいる何らかの困難を持つ特別なニーズのある子ども達に対応するような先生方同士の支え合いが非常にすばらしくうまくいっている小学校であることを実感した。ただ、特別支援教育コーディネーターの先生が繰り返し指摘されていたが、子ども達が互いに支え合うことで何とか今もっている。言うなれば、一つ間違えればうまくいかない。その瀬戸際で今もっている学校である。そういうご説明が大変印象に残った。ちょうど昨日から朝日新聞で学校の先生方が非常に過酷な勤務実態にあるということを朝刊で特集をするようになった。実態については僕も知っている。大変素晴らしい教育実践に取り組んでいるが、先生方の勤務実態については、同じく大変な状況にあるということで私は理解し、ヒアリングを終えた。以上です。

(鈴木委員)

ここに書いてあることが違うということではないが、岩槻の地域は東京に近いところに比べると違う文化がある。分かりやすく言うと、私は手帳の判定をしているが、子どもの手帳をとる年齢が岩槻は他の地域に比べて遅い。それから、障害のある方が作業所に行くなどの支援を受けるよりは、街の中で彼なりに生きているといえそうであるが、あるいは家族がほとんどに外に出さないようにしているという一昔前のような部分もある。良さと専門的なかわりについての市民の認識にずれがある。どちらがいいかという問題があると思うが、現状としては、我々の感覚とは違う文化を持っている。学校の中ではどうしても、いじめの問題が一言も出てこないのは不思議で以前に玉井先生に発言したこともあるが、いじめは絶対にある。その問題について何ら触れないのはいかがなものか。

(宗澤委員長)

当日の説明については、いじめが深刻化するような「いじめの始まり」は現にある。ただこの小学校については、その起きた出来事を、言うなれば子ども達自身が乗り越えていけるような、そこに先生方の指導があるでしょうが、そこでぎりぎりいじめが深刻化していかないというところで、子ども達が育まれていくというところでもっている珍しい小学校だというご説明であったと理解している。

(野辺委員)

私もヒアリングに参加したが、ちょっと驚いたのは、通常学級も特別支援学級も両方教室の後ろから教室の中を覗いたり、教室の中に入ったり、見学させていただいたが、子ども達の表情がとてもリラックスしていた。人間に対しての警戒心よりも、人間に対する信頼感のほうに身が付いているというような感じであった。外部から来た私達に対してもニコッと笑ったり、子ども達同士の様子も良く、この学校は子ども同士の仲や、コミュニケーションがうまくいく土壌があるのかな、という印象を受けた。もちろん、いじめとかがないとは言えないというお話もありましたが、その時、周りの子ども達がそういう言葉を発した子どもに何か説明をしたり、かばうといったエピソードをお伺いした。印象的であったのは、特別支援学級の先生達は過酷な勤務状況は想像できるが、子ども達のことを話すのがとても嬉しそうに、楽しそうに、子ども達が可愛いということで色々なエピソードをお話ししてくれた。岩槻の保守的な社会的な背景もあるかと思うが、普段町の中で車椅子の子に会う機会が多いということがプラスになっているのではないかという説明が印象的であった。

(鈴木委員)

岩槻で活躍されている小児科の峯先生が教育委員長になったという背景もある。かなり小さな街の中でおおらかな文化、みんなで一緒にの町意識を持っているという土壌があると思う。

(野辺委員)

特別支援学級ではなく、通常学級の中でこういう雰囲気があればいいなと思う。

(宗澤委員長)

特別支援教育コーディネーターの方が通常学級の担任をされている方であった。私は教育学部なので、小学校に行くこともあるが、今回お会いした方は、特別支援教育コーディネーターの中でとびきり見識の高い方であるという印象を持った。通常学級の中にいる特別なニーズがある子ども達がいる場合でも、特別支援学級の担任の先生がつくった教材や対応方法について、すぐに通常学級の担任と話し合うシステムをつくっているということも、風通しの良さについても、特別支援教育コーディネーターの方の役割が非常に大きいと思っている。私も岩槻の特質についてはそれとなく存じ上げていた。地域の実情との関係でということについて繰り返し質問した。実態としては、児童虐待も通常の地域と同じように起きている。特別に困難があるわけでもないが、特別に良い地域でもない。瀬戸際のところで、先生方の頑張りによって、色々な障害のある方を受け止めつつ、全ての子ども達が育まれていくというところに留まっている。一つ間違えばいじめが蔓延っていくという危険性も持っているということは認められていた。

(野辺委員)

私はヒアリングとしては、もっと問題を抱えているような小学校のヒアリングもしたほうが

良いのかもしれないと感じた。難しいかもしれないが、差別事例をみると、発達障害に対する教師の理解がないというような声も出てきているので、困難な状況にある学校のヒアリングは難しいかもしれないが、私達が学ぶべきところはそこにあるのではないかと感じた。

(斎藤委員)

100人委員会でもテーマでなくても、毎回必ず「教育」の話題は尽きることなく出ている。それぞれのご体験をもとにお話されている。何十年前に教育の体験をされていても、後々までひっぱることになる。

(鈴木委員)

合併した時のエピソードだが、お祖母さんが、岩槻の区役所に印鑑と通帳を置いて、「お願いね。」と言って買い物に行ってしまう、浦和市役所出身の職員がびっくりしたという話があった。そういった雰囲気のあるエリアである。

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の考え方(中間報告)案について

(宗澤委員長)

それでは次の議題に移ります。議題の3、「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の考え方(中間報告)案について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)吉野補佐

それでは、資料4 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の考え方(中間報告)案について説明いたします。前々回の基本構想と前回の条例の構成案をもとに、「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)」の考え方としてまとめさせていただきました。今後の流れといたしましては、本日の議論を踏まえ、7月27日の100人委員会に提示後、8月3日開催の障害者施策推進協議会にて、中間報告として決定し、市長に報告を行う予定です。また、こちらの中間報告をもとに、パブリックコメント及びタウンミーティングを行い、広く意見を集約したうえで、答申が行われるものと考えております。

つづいて、内容についてですが、1ページを御覧ください。これまでの条例検討専門委員会の議論、100人委員会からの意見やヒアリング調査をもとに、条例に盛り込む構成を示させていただきました。まず、前文を置き、条例文には馴染まないが、条例の大きな理念や今後のさいたま市の障害者関連施策や権利擁護の方向性を指し示すものとして考えております。次に、総則以下、「障害者の権利を守るための規約」、「障害者の地域生活に関する権利規約」、「障害者の自立及び社会参加に関する権利規約」、「障害児・者の発達に関する権利規約」、最後に「条例の推進体制」といった、6つの括りを設定し、それぞれに構成案で示されていた各項目の指針を文章化し、考え方といたしました。それでは2ページを御覧ください。

1の目的については、過去に議論いただいておりますので、2の基本理念以下の考え方について、説明いたします。基本理念の部分はこれまでの100人委員会等の議論を踏まえ、障害者を含む市民同士の相互的な理解と障害者が地域生活を営み、社会生活を市民とともにするという基本とするということを考えて示させていただきました。次に、定義についてですが、これまでの議論で障害者の範囲を包括的なものとするという前提に立

ち、「地域生活において活動の制限、若しくは参加の制約を受けている者であって、社会的な支援を必要とする状態にある者」という一文を加えました。ローマ数字の小文字の1は、現行制度を含むものとする例示としてお考えいただければと存じます。次に、「市と市民の責務」はそれぞれ分割し、市の責務には後述する「障害者の権利を守るための規約」以下の各項目の計画的な施策の実施と、各法令との調和を、市民の責務といたしましては、障害者に対する理解と、障害者が地域生活を送るうえで環境整備をお願いすることを基本的な考え方として示させていただきました。

次に、3ページローマ数字の大文字の「障害者の権利を守るための規約」について説明いたします。こちらは、差別と虐待が起こった場合の手続きや機関の機能について具体的に記述したものです。8、9ページを御覧ください。こちらにこの条例での差別事例及び虐待事案のフローチャート図の案を示させていただきます。差別においては専門委員会を設置し、そこで差別事例を検討いたします。その後、差別に関する事案及び障害者の権利に重大な支障を及ぼす事案である場合、調査を行うこととしています。その後、施策推進協議会に報告し、協議会が支障を及ぼすと議決した場合、市長に指導や勧告、最終的に改善が認められない場合、事例の公表を行うこととしています。次に、虐待の案件につきましては、主に行政機関が案件の対応を担うものとさせていただいております。通報に対する調査や処遇については新たに設置する虐待対応機関の主導の下、決定します。また、施設等で起こった事案等の指導や公表については、社会福祉法及び障害者自立支援法の枠組みを最大限使用し、事案の対応にあたりたいと考えております。また、後見的支援を必要とする障害者に対する支援につきましても、支援の実施や種類とともに、後見的支援を行う人材の育成を行うことを考え方として示させていただきました。

続きまして、の「障害者の地域生活に関する権利規約」について説明させていただきます。こちらには「障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」、「障害者の住まいの確保の実現」、「障害者への相互的な情報利用の促進及び意思疎通に対する配慮の実現」と大きく3つの考え方を示させていただきます。まず、1の「障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」については、障害者が地域で生活を送るうえで、その支援のあり方について、必要な枠組みを明示させていただいております。御存知のように、障害者自立支援法においては、支給決定等の要件や取り扱いは示されても、ケアマネジメントのあり方や具体的な支援のあり方についての多くが示されておらず、それが自治体において混乱を招く一因となっている感が否めません。従いまして、地域自立支援協議会の設置を始め、市の支援の枠組みを条例化することを考え方として示させていただきました。2につきましては、差別と思われる事例においても寄せられた、住まいの場の確保についても、市の責務として事業者などとの協力のもと、行うべきであるとの考え方を盛り込んだものです。3の「障害者への相互的な情報利用の促進及び意思疎通に対する配慮の実現」につきましても、情報アクセスや意思疎通に困難を持つ方のための配慮や責務の具体的な考え方を示したものです。

次にの「障害者の自立及び社会参加に関する権利規約」について説明させていただきます。

1の「障害者の就労の実現」につきましては、市が責任を持って、障害者に対する就労支援を行い、中核的機関と各関係機関が連携を行うことにより、効果的な支援をしていくという考え方を示したものです。2の「障害者が社会参加するための基盤整備の早期実現」は、(1)の市が障害者の移動の支援を行う際に、杓子定規な取り扱いではなく、障害者の個々の事情や状態を踏まえた取り扱いをすべきとする考え方と、(2)の建築物に関する完了検査の際の特に留意する点と、(3)の建物の利用及び公共交通機関の利用に際し、建物の所有者、公共交通機関の運営者が行うべきことについて考え方を示したものです。

続きましての障害児・者の発達に関する権利規約について説明いたします。1の「障害児・

者の子育て支援の実現」につきましては、条例について話し合う100人委員会を通じて示されていた、子育て期を通じた切れ目のない支援を行うことと、個々のニーズを踏まえた具体的な手立てを行うことを考え方として示させていただきました。2の「障害児・者に対する充実した教育の実現」につきましては、子育てと同様、個々のニーズを踏まえるとともに、可能な限りインクルーシブな教育をするということと、今以上に教育機関の選択ができるような手立てと障害者に関する理解の促進をすることを考え方として示させていただきました。最後の の条例の推進体制についてですが、条例が適切に施行されるような規定を設けるような考え方を示させていただいています。1の「条例の実施状況の検証」についてですが、条例について話し合う100人委員会では、年1回の報告では足りないとの御意見もございましたが、施策については計画的に行うという点と事業の予算も年度で編成されるということから、年度ごとの報告とさせていただければと考えております。2の「障害者施策推進本部の設置」についてですが、各種事業の効果的な実施を勘案して、副本部長は保健福祉局長をあてる事を考えております。さらに、条例について話し合う100人委員会からの御意見が多くありました、100人委員会の後継となる市民会議も設置する方向も考え方として示させていただきました。

次に現段階での今後の検討課題についても、委員の皆様にご意見を伺いたいと考えております。まず、条例の名称及び愛称について、本日お配りさせていただいたアンケート等を参考にしながら、決めていく必要がございます。また、当初より色々と御意見のあった検討期間についても当専門委員会としての意見をいただきたいと思っております。さらに、前文や別紙として条例に規定する予定の知的障害者向けの文案についても、テーマとして取り扱いたいと考えておりますが、こちらにつきましては、次回の専門委員会におはかりさせていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何かございますか。

私から1点、「障害児・者の発達に関する権利規約」について、生まれてから全てに「切れ目のない支援を」ということだと思うので「青年期」ではまく「成年期」に訂正をしてください。

(斎藤委員)

質問2点あります。1点目は、この間、条例の骨子、条例の構成案、そして今回中間報告を頂いているが、最終的な条例本体の絵図と今日出されたものはどんな感じになるのか。100人委員会でも骨子や構成案は出てきているが、それ自体が条例なのかという風に受け取られてしまったり、「たぶん、条例だから、『第何条～』というようになるんじゃないですかね。」とお答えしているが、条例とのつながりがうまく説明できず、私自身わからないところがある。そのあたりの関係はどうなのか。

2点目は、もうちょっと条例の構成でいった時に、日本一の部分はどこなのか、特徴点をどう捉えたらいいのか教えていただきたい。

(平野委員)

基本的には、条例は市長が議会に提案にする。条例の文案をつくるのは市長が出す。ここでは、「こういうものを盛り込んで欲しい。」ということを議論する。ここで条例を作ってしまうとおかしなことになる。提案するのがここ条例検討専門委員会。ここでのイメージ図をもとに、法律をつくる。最後の審査で条例として入れられる、入れられないが出てくる。概念

などは、市長に説明責任がある。そこまでこっちでやるのか。「こういうものを盛り込んでくれ。」というのがスタンス。

(宗澤委員長)

ただ、実務として、市長個人が条例文をつくるのはあり得ない。だから条例文になる、最終的に市長が提案する、一步手前まではできる限りこちらで煮詰めていくというスタンスで望んでいると思うが、これが条例であるということは言うことはできない。そういうことだと理解しています。

(斎藤委員)

そうなると、提案の段階ではこれでも、最後の審査レベルでどうなるか、ということがあり得るということですね。100人委員会で継続して参加され、1回も休まずに参加されている方もいて、すごく勉強もされている。関心も熱意も大変ある。その気持ちをちゃんと汲んでいけるのかどうか。この先の見通しがうまく説明できない。そのあたりの関係が見えるようにしておかなければならないのではないかと。

(平野委員)

条例検討専門委員会がどういう役割になるのかだと思ふ。通常だと、専門委員会が考え方を示し、「こういうのを盛り込んでくれ。」というのを出し、施策推進協議会で決まれば、それで市長に答申として出す。そこから先は個人の意見だが、議会だと思ふ。そこからは市会議員に考えてもらう。市会議員の方が考えて条例をつくっていく。どういふ条例をつくるのかというの、市長と議会の関係でつくられる。議員のアクションがそこから入ってくる。議員によって条文が変わることはあり得る。

(嶋垣委員)

私は事前に資料をいただき、この場だと意見の確認などに時間がかかってしまうので、昨日事務局宛に確認したいことについて意見をいれたが、それに答えてもらうことはできるのか。

(事務局)

それは可能であるが、内容について簡単にご説明下さい。

(嶋垣委員)

1つは、中間のとりまとめということで、たたき台だと思って読ませていただいた。あくまでもこれをベースにしてだから、これが最終的なものではないとは思ふが、気になる表現や、これだとちょっと検討するにしても分かりにくいのではないかとということがあったので、それははっきりさせていただいた方がこれからにとっていいと思ふ。例えば、例を挙げると、障害の定義はある程度、法律を引用して把握しようと思えば把握することができる部分がある。2番目にあった機能障害について示されていた。これについて専門家は理解できると思ふが、これまで議論されていた、谷間の障害について、こういう部分でやっていくということであれば、分かりにくい。このあたりは噛み砕いた中で話をしなければいけないのではと感じた。それとは逆に、就労のところにあった、中核的機関、関係機関というのはどの辺まで考えているのかピックアップして提案しないと分かりづらい。先ほど教育の話もされていたが、就労の中には教育という要素がある。例えば、企業の中でも教育要素があるし、プライベートで何らかの資格を取る時の教育というものもある。どこまでも広げていったらきりが

ないと思うが、ある程度、「こういうところまで考えてまとめましょうね。」とガイドライン的にまとめた方が良いのではないか。

(事務局)

障害者の定義について。難病についてご指摘があったが、基本的にはこちら の部分は多く法律で、文言として認められている。谷間の障害者を生まないようにということで、こういった書き方、「社会的な支援を必要とする状態にあるもの」ということで包括的に条例の中で対象とするというか達で示させていただいた。書き方については、ご意見を伺いながら検討してまいりたい。

就労や虐待について、中核的な機関、虐待対応機関とさせていただいているものは、条例について、現段階で何だと明示することが難しい。と言うのも、組織改変もかかわってくる。明示することで逆に手立てが制約されてしまう。現段階で条例として具体的に規定することはない。こういった機能を持ったものということは説明できるが、それが何であるかということとはまた別の条例で規定することになる。本条例での明示が難しい。

教育の部分については、ご指摘のとおり、就労の中の教育などもある。「障害児・者に対する充実した教育の実現」に対する考え方ということで、「必要とする教育内容に即した」ということを入れているのは、将来、社会に自立していくために必要な内容ということとは含ませていただいている。ただ、嶋垣委員がおっしゃった就労のための訓練という内容については、現在、就労の中核的な機関で行う予定であり、現に行っている。今現在、教育の中の考え方には入れていない。

先ほど、日本一の部分は何かというところでお話があった。条例づくりについては、100人委員会の設置などをし、事務局主導でつくってきたわけではない。なるべく、直に意見を汲み上げるといことは誇って良いのではないかと、内容については、皆様のご意見を聞きながら、どこを日本一にするのか考えていきたい。虐待については、虐待防止法を見据えた上で、さいたま市独自の何かしらの機関をつくっていきこうという考えで進めており、これは日本一になるのではないかと。

(嶋垣委員)

もう1つ教えて欲しい。前回のお話では、条例に関してはこれからというお話であった。前提として、予定として、条例があって、それをもう少し分かりやすい表現のものを考えていこうと話もあった。細かい部分については、指針というのか細則というのかそういうものもどうかという話もあったが、そこはどうか。

(事務局)

重荷、知的障害の方にも分かりやすいものを別紙という形で添付させていただく。条例案が固まり次第、簡易な文体なものを添付させていただく。

(嶋垣委員)

条例の専門家ではないのでよくわからないが、今回はできるだけシステムチックな感じのものにしたいというようなことを議事録に残していただいた。ざっくりばらんに申し上げるが、既存の都道府県の条例で実効性がないと思っているものとしては、医療なら医療、就労なら就労、差別なら差別、と独立しているのであれば、全然機能しないと感じる。何故かということ、就労1つとっても、どこで情報を得るかはみんな起点が違う。例えば、障害者雇用であれば、入り口の窓口は就労支援センターやハローワークとは限らない。勤めていて中途障害

になった方に対しては、ハローワークは相談先にならない。医療が起点になったりする。条例の中に、色々な、多様な部分をベースとして何とかしようということが根底に流れていないと。それは盛り込んでいただきたいという気持ちが強い。かなり難しいのかもしれないが。

(宗澤委員長)

嶋垣委員の発言に対して、発言させていただきます。例えば、就労に関して、個々の方にとっての事態が動く出発点が多様なところにある。例えば中途障害の方の場合、出発点は医療にある。それはおっしゃる通りだと思う。その医療から就労のことについて相談する。それは、医療だけでなく、例えば大学生で中途障害を持ったなど、色々な起点があると思う。だがさいたま市の場合、どのような起点にある人でも、「ここ」に行ってもらえば、就労に関する支援がはじまる。「ここ」をとにかくはっきりさせておく必要がある。現段階ではどこだとは言えないが、そういう中核的なところをつくる。そこが責任を持ってさいたま市での働くことの権利の実現を目指して進めていく。そういう趣旨で中核的なところをはっきりさせる。おっしゃるように、ハローワークなのか、職場で問題が起きた時に、労働基準監督局なのか、あるいは障害者総合支援センターの中にある就労支援部門が役立ってくるのか、拡散している。さいたま市においては中核的な機関が、さまざまな機関と連携をとりながら、中核的な機関が責任を持ってやっていく。そこをはっきりさせてほしいというような趣旨で、今は、どこだとは言えないが、「中核的な機関」というような文言になっていると私は理解しているが、いかがでしょうか。

(嶋垣委員)

それが一番初めの部分にある、それぞれの役割に包括されているような形になるのか。

(宗澤委員長)

それぞれの役割ということで拡散してしまうと責任の所在がわからなくなってしまう。例えば「働くこと」については、そこが拠点となり中核的な役割を果たすということを市でははっきりさせる。これは条例の中に書いてほしいというような考え方で中間報告ができているというように理解している。

(増田委員)

質問してもよろしいですか。障害者の権利条約の場合は、憲法と法律の間に存在するというような説明を受ける。ノーマライゼーション条例というのは、100人委員会の皆さまから言われるのは、制度自体が持っている問題がいっぱいあって、本当に必要な支援が受けられない。それは制度で固められているので、市としてどうにもできないというようなことで跳ねられ、谷間ができる。条例は制度よりも上位概念であるのであれば、条例で定めたここでいう、機能障害があって社会的な支援が必要とする状態にある方が社会的な支援を十分に受けられるようになるのか。100人委員会ではみなさんがそのように求めていると実感しているがどうなのか。条例の重みというものは。

(斎藤委員)

たくさん大変な困難さ、辛さ、必要なのに何も使えないという現状が毎回出てくる。そのことを「たぶん、この条例があることでそうならないようにしていく、足がかり、手がかりとなるもととして条例が構成されるし、生きていかなければならないと思います。だから、どんなものにしたいかご意見を出しているんだと思います。」とお返ししている。だが、この

状況になってくると、条例があることの効果が見えてこないと皆さん納得できないだろうと思う。差別事例や100人委員会で出された生の事例が「このどれに位置づいて、どう変えていくのか。」「そういうことを変えていく根拠になるんだ。」ということの説明がないと難しいと思う。「そこがないと納得できない。」という意見を頂いている。そこが私もうまく説明できないので、「みなさんの意見ではそうですね。」ということしかできない。8月3日に施策推進協議会でパブリックコメントというスケジュールを聞き、びっくりしたのだが、そのあたりを分かりやすくしてもらいたい。

(野辺委員)

事務局の説明だと、次回の100人委員会、7月27日に中間報告について議論すると言っていたが、この印刷物を当日配布して、意見を聞くのか。

(事務局)

本日の議論を受けて、事前送付する予定。条例の構成案については知的障害の方にも分かりやすい表現に直したものを準備する予定。パブリックコメントも予定はおしており、8月にすることはない。

(野辺委員)

いきなりこれを提示されても分かりにくいと思う。6ページの「障害児・者の発達に関する権利規約」の考え方が示されているが、「発達」という言葉が突然出てきたような違和感を覚えた。「障害のある人もない人も関係なくそれぞれの差異や多様性を認め合った共生社会の実現」というのが、ノーマライゼーション条例の目指すところだと思うが、障害児・者のどういう意味で「発達に関する権利」なのか。むしろ障害児・者の社会生活と尊厳に関する権利の規約といった表現のほうが私には分かりやすいが、今までのここでの審議でも「発達」という言葉は出てきていなかった気がする。「発達」論は色々な受け止め方があると思う。

(平野委員)

中間報告は、委員長と私と事務局で案をまとめた。今までの議論をまとめて、条例に落とし込もうとするとこのような形になるのかなと思っている。一つ「権利」を全面に出したのは柴野委員の意見を受けたもの。先ほど嶋垣委員の意見に「中核機関はどうするか。」というのがあった。ここで、中核機関を設定するという事で合意できれば、次の段階でどのような機関を作るのかという議論になる。中核機関を設定するかどうかという議論なしにしまうと、議論が進まない。中核機関をつくりましょうということまで合意できれば、次の議論に入れる。また、野辺委員から意見があったように、言葉で違和感があれば、それはもう1度検討する。これで固めるわけではない。今までの意見を落とし込もうとするとこのようになる。

斎藤委員の質問にあったが、条例という形で落とし込むときの位置。条例だから、法律は超えられない。その下にあるしかない。その中でどれだけさいたま市でやるか。1つは、法律では対象としない人を拾う。谷間の障害者を拾うということ、法律で相手にしなかった人達をさいたま市の独自の領域としてやる。2つ目は国の法律や制度を条例でひっくり返すことはできない。現実問題として法律が先にくる。いくら自立支援法に問題があったからって、条例でそれをひっくり返すことはできない。ただ、3つの点がある。制度が問題だが、制度を運用する時に、さいたま市はどういう方向で考えるのか。問題がある制度でも、運用の裁量がある。さいたま市はこういう方向で裁量しますということを示す。制度について足

りないことがあれば、それについて考えましようという姿勢を示す。もし、国の制度が良ければ、極論で言えば、このような条例・規定を作る必要はない。敢えてつくるというのは、問題があれば、そこに目を向けますよ、ということを示す。条例をつくって考え、さいたま市として問題について考え、県や国に言っていく意思表示をする。条例について、権利擁護については直接やるが、他の制度については東洋医学の体質改善みたいなもの。こう言うのは失礼だが、熱がある時に、解熱剤を出す。頭が痛いときに頭痛薬を出してパッと変わるのが一番だと思うが、そこは難しいと思う。長期的に見たときに、市の体質、例えば、「住民を見て考える」、「権利として考える」というように、体質を改善していくという効果のほうがあるのでは。僕個人の意見では、この条例というのはこれで変わるのではなく、これを作ったところから変わるという位置づけで考えている。頭が痛いから頭痛薬、熱が出たから解熱剤という効果で考えると難しいと思う。

最後にもう1つ、私は、国の実態調査をやっているが、「谷間を拾う」のは非常にづらい。何が谷間か分からない。テクニカルな話だが、「心身に障害がある」という定義だけであると、一つの例では、性同一性障害も心身に起因する障害になる。ここまで対象にするのか。どこかで線を引かなければいけない。何でもかんでも対象とするのか。また、「障害」と「障害状態」が難しい。一時的に視力がないというのは「障害状態」であり、「障害」でない。国の議論でいうと、一定の期間、状態で考えなければいけない。ICF の考え方では、世界基準で項目をもとに、できるかできないのか、それが、一定期間継続するということを前提としないと、今日一日だけ、腰痛で寝込んで動けなければ障害者なのか。これは「障害状態」。落とすところをどこかで見つけなければならない。

今までの議論の中で事務局らしく淡白な説明だったが、1つの特徴は明らかに、障害者の対象を広げた。手帳のない人も対象にするということを宣言した。どういう人達を対象とするかはテクニカルな問題。それから、 、 、 と、これまでは、「地域で生活する」「住居・住まい」「情報提供」「就労」などは、「援助・支援」であったが、これを全部「権利」でまとめている。権利条約もそうであるが、これまでのように「何とかしてあげましよう。」「保護してあげましよう。」ではなく、「権利を何とか実現する方向でやりましよう。」というスタンスに切り替えた。原案から今までの議論を受けた流れで全て作りかえた。「安心できる地域生活」「住まい」「情報提供」ということについて、「そもそも制度があっても情報が分からない。伝わっていない。」という意見があった、「住む場所がないと市民じゃないのか。」という議論もあった。そういうところを保障しようとしている。そして、「就労」を別立てにした。あえて力を入れていこうと一つの章にした。

「発達」については野辺委員から言われたように、異論があると思うが、これは権利条約からひっぱった。権利条約の中に、障害のある子は障害のある子らしい発達の仕方、独自のコースがある。全て健常児と同じにして、健常児と同じ道を歩けとするのはおかしい。と権利条約に書いてある。障害児は障害児の道がある。それを認めてあげたらいいのではないか。この言葉がいいかという議論すべきだが、そういう意図を考えて、これまでのように、健常児に追いつかなければいけないというわけではなく、障害児のアイデンティティを認めるという思いがあり、ここに入れた。言葉がいいかどうかはご指摘の通りだと思うが、権利条約の部分があり、持って来た。

そういった意味で、色々な議論があり、つくった。もちろんこれは中間報告なのでいいとは思わないし、宗澤委員長とも打ち合わせで修正意見が出たりし、これを3、4回たたいた状況。今までの議論と権利条約をふまえているが、もちろんこれでいいとは思っていない。今言ったように意見を受けて変えて行く。もちろんこれでまとめて、この次の議論をどうするかと議論すればいい。検討会の中でも揉めた。例えば、虐待と差別のところはどうするかと

いうところで随分揉めた。本当にこれでやれるのかという意見があり、こういう形になった。これでも不十分だと思う。虐待はこれまでと違う。児童虐待、高齢者虐待は法律がある。だが、この領域はダブらない。障害児虐待と児童虐待、高齢者の虐待と高齢障害者の虐待はダブる。一体どっちなの？となってしまう。厄介な問題としては、児童と高齢者の場合は、就労の問題は考えていない。職場での虐待や働く場所での差別は想定していない。だが、ここでは、そういう問題を考えなければならない。児童虐待、高齢者虐待では行政がそういうことをしたということは想定していないが、差別事例をみていると、行政の場面でぶつかることがある。行政が場合によっては加害者になってしまうこともある。これまでの考え方やスタイルでつくるには無理がある。そこで、中核機関ということが出てきた。今までのように市町村がやるということができない。場合によっては、区役所が訴えられることもある。そういった時は違うスタイルをつくらざるを得ない。これまで国も虐待防止法をつくっていないが、それを作ろうとする時に、こういうものが入ってきて非常に分かりづらくなる。私も十分だと思っていない。足りないところもいっぱいあると思う。意見をいただき、まとめていきたい。

(嶋垣委員)

差別事例の意見には、保護者の方、家族からの差別が出てきていた。「障害者及びその家族」というほうが全部包括すると思ったがどうなのか。また、非常に分かりづらいところと単純明快に書いてあるところがある。例をあげると、差別のところ、合理的な配慮について、過度な負担については除外するという部分がある。ここには合理的配慮という言葉が出てきて、それ以外のところは出てきていない。また、バリアフリーについて、建築基準法についてはものすごく具体的に出てきている。バリアフリー、ユニバーサルデザインに関しては建築基準法で決まっている。法令に反していたら、申請は通るわけではない。100人委員会ではそういうことではない。国の基準はあるが、さいたま市の条件としては、そういうところにプラスしてどこまでやるんですかという覚悟を出さないと、たぶん今までの100人委員会や色々なところで出てきた意見では、それとは違うのではないかと思ったりした。内容としてはものすごく細かく現実的な部分もあるし、今までみなさんが感じているところがもやっとしていて、どのように考えたらいいのかなというところで迷うということが混在しているのではないか。

(宗澤委員長)

嶋垣さんのご指摘いただいたようにきめの荒いところ、細かいところがあるということについては、皆さんの意見に基づいて全体を仕上げていきたい。

平野委員からの補足に加えて、私からも補足をさせて下さい。野辺委員からご指摘あったところについては、私自身も障害者の権利条約にある「発達」、ご本人自身の「発達」を基軸にして教育や生涯学習が考えられるべきということについて、タイトルとしては、「発達に関する権利規約」で良いだろうと思う。国内にある規約を拾ったのではなく、あくまでも、障害者の権利条約及び子どもの権利条約に即した形ということで私も受け止めた。

先ほど嶋垣委員からご指摘のあった、建築基準法を持ち出してというのは唐突というように受け止めいただいたのは、なるほどその通りだと感じた。実は、ハートビル法以降、今、バリアフリー新法があり、埼玉県並びにさいたま市の福祉のまちづくり条例で色々な基準が定められている。実は、基準はあっても守られていないことが山のようにある。基準があっても何故守られていないのか。この建物自体が守られていない。入り口にある点字ブロックのカーブ。見たときに目が点になった。全盲の方はカーブの曲率を視覚的に見通すことができ

ないのであるから、点字ブロックがカーブになることはおかしい。ところが、この建物の意匠として、市の建築局も含めて、「問題がない。」ということで許可を出して作られてしまっている。現行法さえ守られていないという現状があり、ここには特別の注意喚起が必要。市内のあらゆる公共施設の現状に対して深刻な自体にあると考えてきた。「建築確認をするところで、バリアフリーに関する観点を十分に持てよ。」ということをおっしゃりたいという趣旨であった。ただ、このような書き方で良いかどうかは別として。

(嶋垣委員)

おっしゃる通り、東京都も通常の申請をチェックするのと、プラスして、「これはおかしいのでは？」というところをちゃんとやって下さいね。」ということを出すということが報道で出ていた。おっしゃることは非常にありがたい。

(宗澤委員長)

バリアフリーに関するところの全体として、「バリアフリーをすすめていきましょうね。」という趣旨のことはまとめた。

平野委員から、全体の考え方を「権利規約」という言葉で締めくくっている。しかしながら、国の制度を上回ることはできない制約があるという説明があった。つまり、権利をはっきりと認めるのだから、さいたま市の臨界点までこれに基づいてつくっていく。ただ、国の法制度通りにさいたま市はやってきたのかというと、例えば、さいたま市障害者総合支援センターは国の法制度上、作らなくてもよい。直営で持つ必要がない。他の政令市では相談支援にかかわるこのような中核的な機関は持っていないし、各区に支援課がそろっているわけではない。北九州市は全市で1カ所しかなく、しかも直営ではなく委託している。国の法制度の枠組みでもそれを活用して、最大限のことをやっていく責務が市にあるよということを明確にする意味でこれを書いていく。それから、特別に、地域生活そのものが成り立つ・成り立たないという問題については、早急に克服されるべきだという考え方を、「障害者の地域生活に関する権利規約」の「1 障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」の考え方として、ここは特別にメリハリをつけて重視すべき課題であることを権利の1つとしてはっきりさせてほしいということからこのような表現が生まれた。どこまで実現できるのかということについては、施策推進協議会の中で施策の具体化を図る知恵を出さなければいけません。考え方としてこの条例は以上のようなものと理解しています。

(柴野委員)

細かいところは別の話。斎藤委員が話した通り、条例の効果について、市民、とりわけ障害者がどう受け止めるかという点と、今の議論の中で、「法律の範囲内」という話がある。そうすると宗澤さんの言う通り、現状でもさいたま市が法律を守っていないところはあると思うが、「それを守りなさい。」という意味の条例ではどうなのか。障害の範囲をこの定義がいいかどうかは別として、広げる方向でいけば、法律で定める障害者で受けられる支援が、障害の範囲を広げることによって、広がった障害者も支援を受けられるかのような概観が法文上は出てくる。もちろん、差別や虐待という面で言っているのだろうとは思いますが、それ以外の面もなると思う。そういうことについてのきめ細やかな配慮と市の姿勢として、私は法律の範囲内でなければいいと思う。上乘せであり、法律が求められる範囲以外もやっているということであればそれはそれでよい。市の政策的な判断や財政的な基盤というものがあると思うが、そこも含めて姿勢として、例えば、「地域生活に関する権利規約」に書かれているように、「総合的な支援を行うことにします」となると、「今の自立支援法の支給量についてさい

たま市では違うファクターで考えるんですか。」ということがあったり、障害概念を広げると、「障害概念が広がった人も福祉サービスを受けられるんですか。」ということに繋がってくるような気がしている。差別解消についてのプロセスの中で、最終的に勧告内容を公表するまで踏み込むとすると、その是非もあるが、そのプロセスはもう少しきめ細かくしておかないと。どういう場合は改善が認められないのか、それに対して審査はどうなるのか、それについての不服申し立てがあるのか・ないのかなど、きわめてデリケートな話が出てくるのではないか。それは細かい話なので、骨子としてこういう方向で、流れの中で、例えば、「障害児・者の発達に関する権利規約」の中で「(1)市は、障害者の乳幼児期、学齢期及び青年期を通じて一貫した切れ目のない支援を確保しなければならない。」と書くと、「確保してくれるんだ。」と読める。それはそれでいいのか。努力目標という意味ではなくてどうなのか。これ自体がダメだというものではなく、こういう文言の骨子でいくとなると、これを具体化してどうなるのかをより一層考えていかなければならないと思う。

(宗澤委員長)

柴野委員の発言に対して、私が一貫して受け止めているのが、市長の諮問が「障害者権利条約批准の動きを見据えて」ということを明確におっしゃっている。障害者権利条約の中に書かれていることが、条例をつくっていく場合の明確な基準の一つ。2つ目は、度重なる100人委員会で頂いた声や差別事例を我々は受け止めてつくらなければならない。個々で考えた時にどこまでできるかはこの委員会の中で明確に申し上げることはできないが、可能な限り、最大限に、国の法律を超えたサービスの支給、障害の範囲を超えてさいたま市はやっていくという覚悟をふまなければ市長の諮問に答えることにはならないと考えている。それがどこまでできるのかということは、毎年度の具体的な予算、施策推進協議会で今後、かなり集約的な議論をしなければならぬが、どこから拡充しなければならないのか、そういうところをはっきりさせていく具体的な作業の課題はあるが、考え方としては、既存の障害者自立支援法にとどまらずに、障害者の必要に応じてさいたま市は最大限の努力をしていくということを条例上の明確な根拠とするということが市長の諮問に答えることだと理解している。上乘せは当然だというように施策推進協議会の会長としては受け止めています。

(斎藤委員)

今のところポイントだと思う。そのための条例でないと、みなさん納得できないと思う。100人委員会でもかなりそのような形であった。障害の定義について、文言上の議論はいろいろとあると思うが、基本、ICFで2項目があるということで考え方としてはカバーできている。結局、それをしていても、実際出てくるのは、移動支援や手話、ガイドヘルパーの使える場所や時間が制限されている。そのところがこの条例があるところで運用上変えられるんじゃないかという姿が繋がらないかぎり難しい。障害のある人が人として生きていくための必要な方向に向かって、だから条例として意義があるんだということがないと、運動としては盛り上がらない。だからこそ予算をしっかりとつけていただくという手がかりにさせていただくものとして頑張っていきましょうということにしないと。そうでないと、不安だな、というのが率直なところ。

(鈴木委員)

「条例における虐待事案に対するフローチャート」には、医療機関は含まれていないのか。殴られていたかのような痣がある際、医療機関は診断をつけないと。せめて。

(宗澤委員長)

高齢者、児童等のフローチャートをもう一度調べ直し、今の鈴木委員の発言はあまりにも当然のことなので、そういうことが漏れ出ることがないようにフローチャートに手がけてほしい。

(斎藤委員)

「条例の推進体制のイメージ図」の中に、推進体制で市民参加を継続していくという意見があるが、この図にはまだ市民会議が書かれていない。市民会議をきちんと位置づけてやらないといけないと思う。

(宗澤委員長)

ここも時間の関係で反映が遅れているところだと思うので、ご指摘を受けて反映させる。

(増田委員)

タイムスケジュールがすごく気になっている。8月の推進協議会でパブリックコメントというような説明であった。今日の話の中でも平野委員のおっしゃる条例の役割と宗澤委員長のおっしゃる条例の役割にも差異があるような印象を受ける。条例が実際の障害者の地域生活や成長・発達に具体的にどのように寄与するのか、解説がないと分からない。そういうことを丁寧に説明しながら、100人委員会でこの条例案を何度か潜らせてみんなが咀嚼していくというプロセスがないと、最終的に条例ができた時に、不協和音ができてしまう心配がある。斎藤委員が今のところはポイントですよね。そうでないとみんながおさまりませんよ。ということについて、私も同じように思う。この条例案を見た時に、自分達の意見や差別事例が解消していく方向にあるということに納得していくということに時間が必要。

(宗澤委員長)

スケジュールは当初の予定よりもゆとりがあるんですね。9、10、11月くらいまでタウンミーティングを含めて議論していく形になっています。8月は基本的には1カ月の夏休みということになっている。少し時間切れの間はありましたが、できる限り8月1ヶ月間にみなさんにご検討いただける少しまとまった時間を設けたほうが良いと考え、この7月末時点で少なくとも100人委員会の皆さま始め、中間報告をして、市民に公表するというか達をとった。いわゆる地域の方、地域の障害のある方を置いて行きぼりにして進めていくという進め方は条例検討委員会としても、施策推進協議会としても厳に慎みたい。着実に皆さまの議論をふまえていきたい。

現実はどうなっていくのか、考え方については、様々な制約はあるが、さいたま市の条例を障害者の権利条約を見据えてつくる限り、現実が前進するものでなければ意味がない。そのための中間の考え方をひとまずまとめた。現実がどうなっていくのかという時に、考えなければいけない課題が山のようにある。例えば、ガイドヘルパーを通勤、通学に使えないということに対して、大変苦渋を重ねて来られたご指摘を頂いた。では、通勤、通学に活用するガイドヘルパーを出すためには、通勤、通学のためだけの時間帯にガイドヘルパーを派遣していく地域の事業者をつくらなければならない。その事業所も現状のガイドヘルパーの単価で通勤、通学の時間の派遣に答えてくれるのか。施策として乗り越えなければならない課題が山のようにある。これは、8月3日の施策推進協議会の開催があるが、これ以降、施策として見通しを作っていかなければならないことについては、それとして施策推進協議会のワーキングでもつくりながら前進させていきたいと思う。これとあわせて、100人委員会

をはじめとして地域の当事者の皆さまに、当面はこの辺りはこうできる、というようなイメージを説明できるようにならない限り、ご不安はご不安として残るのは現時点としてはやむを得ない。しかしながら、考え方としては、先ほど申し上げたようにできる限り明確にしたい、すべきだと考えて中間報告をまとめたということでご理解いただければと思う。

(増田委員)

8月2日～6日にミニ集会の予定が入っていたが、それはないのか。

(事務局)

次回の施策推進協議会の通知と合わせてお知らせする予定であった。まだお知らせできておらず、申し訳ありません。ミニ集会は中止で別途タウンミーティングを行います。施策推進協議会では今後の見通しも含めて改めて検討させていただきたい。

(宗澤委員長)

条例検討委員会のメンバーにも、今後のスケジュールについては改めて文章で通知して下さい。

(嶋垣委員)

この中間とりまとめの内容を100人委員会に出し、深い部分などを縦・横に考えると消化しきれぬのかというのが率直な意見。具体的にどうするのかの案でいうと、共通でお話しただけの部分と、例えば通勤、通学ではガイドヘルパーは使えないという部分。これは他の法律があり、そちらで補完しているものがある。その場合、片方はガイドヘルパーをお願いするのは当事者であり、片方は雇用主側という部分があったりする。そういう深くつっこんだところでいうと、今まで個別テーマで医療、福祉とかあったが、100人委員会の中でもテーマ別にグループをつくって話し合ったらどうか。全体を2～3時間の話の中でという、野辺委員も懸念されていたが、私もこの資料をいただいてから3～4日あったが、読み込むとなると半日くらいかかる。それを考えると、ボリュームと深みと実際のスパン、集まった方とお話する内容については、今までと違う話し合いをしないと、理解が深まらず、不満だけが出てしまうのではないか。

(事務局)

前回の条例の構成案について話し合った時、頂いた意見に対して、書き入れたものを皆さんにお出ししますという形で約束をした。これはこれとして出す。次回で終わりではなく、9月も2回ある。逆に言うと、今まで共通の話題づくりということで、個別テーマ毎のグループにせず、それぞれの理解度で、何とかみんなで分かり合いながらやっという流れもあった。そういった流れも大事にしたい。今後設置する市民会議では部会の設置も考えられると思う。今回7月で終わりではなく、9月でもあと2回あるので、この資料を読み込んでいただき、分かりやすいものを出して話を進めていきたい。

(嶋垣委員)

それはすごく分かるが、例えば、通勤、通学のガイドヘルパーはみなさん欲していると思うが、それをやりましょう、となった時に、裏付けになる部分、権利の主体が当事者だよ、ということでお話しているが、現実の部分について就労における介助的なものについては、障害者が契約をする際の権利者ではない。それは雇用側。そのあたりも整理して話をしないと、

誤解したままで話が進み、最後のところで期待を裏切ってしまう。ある程度、個別の部分でこれはできる、できないと提示していったらやらないといけないのではということに気がしている。

(平野委員)

整理してやらなくてはいけない。1つは、条例検討専門委員会としてどのように進めるか。時間がないというはあるが、これまでの議論を形にしてどこかに出さなければならない。始まって何回か議論したが、その議論を整理するという事で中間まとめがある。2番目、100人委員会との関係。100人委員会という、ここは違う形で話し合っている。そこが理解できる形でどう話すか。全部いっぺんにやるのは物理的に無理、分けて話し合った方がよいという意見がある。3つ目は100人委員会での議論の問題。100人委員会でも共通認識があるわけではない。条例で解決すべき問題なのか、制度の理解も整理できていない。だから、拉致があかないという問題もある。その3つがごちゃっとなっている。まず1つ目、専門委員会としていままでの議論をどうまとめるのか、これをまとめてから次の議論をどうするのか、整理をしなくてはならない。それをまとめる意味で中間報告がある。2つ目、100人委員会で議論できるように形にするにはどうしたらよいか。条例がどういうものなのか踏まえながら議論をし、パーツ、パーツで切り離しながらポイントポイントで話すべき。僕の意見だが、「何ができるか」という議論はすべきではないと思う。できるかできないかは市役所が絡む部分。条例検討委員会でこれはできるから入れる、できないから入れないという議論はやるべきではない。むしろここでは、「こういうのがあるべきだ。」ということを出して、最終的に施策推進協議会や市でどうすべきか、できる・できないを考えるべき。こちらとしては、「どうすべきだ。」というのを示す。例えば、障害者の範囲を広げるなら、当然、他のところに影響する。その通りである。それくらいの覚悟を示すべきだというのはこちらの意見としてあるというのは示したほうがよいと思う。それを踏まえてどこまで条例でできるのか、そういう意味では、100人委員会ではそういうことを出してもらって議論をしていくべき。そこで、嶋垣さんが言っていた議論。では、制度をわかっていないで議論をすると、噛み合わないし、答えが出ず、条例では解決できなくて、欲求不満になってしまう。それはどこかでやる必要がある。

(嶋垣委員)

端的に通勤、通学のガイドヘルパーの話は大事な事。言ってしまうと、雇用する側は「一人で通勤できる人」という条件をつける。それに対して、「ガイドヘルパーをもって通勤しなきゃ。」というところと完全に相反している。

(宗澤委員長)

ただ、個別の事例について、嶋垣委員がおっしゃられたことについても、別の色々な手立て、例えば就労支援センターの支援者と雇用主の間の調整があり、「この人については、通勤において例えばガイドヘルプが認められる」ということをつくっていく可能性はあり得ると思う。

(嶋垣委員)

まさにそのことだが、さいたま市としては「当事者の権利として、そのようなことが大事だから、そういうようなことをやりますよ。」という姿勢を出すためには、覚悟を決める時に、現状で大きく相反しているところについては、100人委員会の中では咀嚼した上で議論しないと、あらぬ方向に行ってしまう。

(宗澤委員長)

平野委員から整理していただいたように、条例のレベルでは、個別のサービスの有り様を細かくサービスを規定することはできないし、「これはできない。」と言うべきものでもないと思っている。100人委員会の中で、できる限りこの考え方を受けて、「ここをこうしてほしい。」というご要望を重ねてまとめていただくこと、「ここは大事だよね。」という共通認識をつくっていただくこと、それが、考え方が十分に理解できずに勝手に動いてしまうのではなく、今日の間接報告をできる限り咀嚼していただくための工夫・手立てをしながら、いくつかの領域、場面に分けて十分な議論をいただけるような工夫をこれから考えさせていただきたい。

(野辺委員)

それはすごく大事。次回の100人委員会はそういう意味では大事だと思う。例えば、当日配布された資料を見て、中間まとめだけれども、これが条例本文だと早とちりしてしまう人がいるかもしれないし、条例は市長が議会に提案して初めて決まるというような基本的な仕組みももう1度繰り返し、説明した上で、「今日はこの点について皆さんご意見を出して下さい。」というように言わないと、寒い日も、雨の日も、暑い日も100人委員会に通って意見を述べたものがどこに反映されているのか、「議論を積み上げてきている」という実感が100人委員会の参加者にはないのではないかという不安がある。いつも顔ぶれもばらばらだし、その辺があるとしたら、次回の議論の進め方、グループ議論の前の説明をいつもの時間の倍くらいかけて丁寧にやらないと、空回りしてしまうともったいないと思う。

(斎藤委員)

全体の質疑応答みたいな時間をつくったほうが良いと思う。グループ議論に入る前に、宗澤委員長の説明に対する質疑応答という場面で共通項をつくっていかないと、いつもメンバーが変わるが、たまたまこの間数回、同じ方と続けて一緒になった。毎回、同じことをお話されている。どれだけ辛い思いをしたかという事例と、障害者のお友達の事例だが、同じことをずっと繰り返し話されていて、本当に「そのことを解決したい、何とかしたい。」という思いだけで、毎回来ていらっしゃるなと思っている。そのことそのものが条例に入るわけではないが、解決していくための大事な拠り所になっていくものとして、「みんなでどうあるべきか。」というような理解をしていただかないと、「条例が出来ました。けれども、現実が変わりません。」となると、たぶん相当爆発されると思う。

(野辺委員)

「当事者抜きで決めた。」という感想を持たれてしまわないように。

(鈴木委員)

それは現実に支援課の窓口の個別相談で解決しないレベルの問題なのか。

(斎藤委員)

そういうことが沢山出てくる。

(野辺委員)

言う場所がないから、100人委員会でおっしゃるといいうのもある。

(鈴木委員)

普通の支援の中で解決できる問題もあるのでは。心理的なものも含めて。100人委員会に持ち込むというの分かるが、現実の身近な区の支援課がどういうケアをしているのかということはどうなのか。その問題で半分くらい安心できたりすることもあるのでは。

(斎藤委員)

そこは今日の議論にもなっていた、制度と微妙なところですよ。支給時間の問題や場面の問題などが、生活上、本当に困っていらっしゃることになってしまう。

(宗澤委員長)

とにかく、ご提示差し上げる段階で変な無理解を生まないよう、それぞれの方の関心事であった事柄が中間報告の考え方でこのように結びついているということが十分にご理解いただけるような、学習の要素に十分に留意した時間をゆったりと設けるということは必要な配慮だと考えます。そのようにしていきたいと考えます。

3 その他

(宗澤委員長)

よろしいでしょうか。それでは、参考資料について事務局から、説明をお願いします。

(事務局)

配布しました、Jリーグにおけるノーマライゼーション条例のPR活動について説明します。8月15日にNACK5スタジアムでJリーグの大宮アルディージャ対ジュビロ磐田戦が行われます。毎日興業という市内の事業者の社会福祉貢献のためのプレゼンスマッチとなる。当日は大宮ろう学校の生徒さん300名が招待される。前回も「声なき応援」ということで、手話による大宮アルディージャの応援が行われ、これが大変好評で、第2回目を8月15日に行く。その中でも、さいたま市での名義後援の依頼があり、それに対して、さいたま市からも条例づくりの話をし、協力をお願いしたところ受けていただくことになった。当日は、横断幕を作り、試合のハーフタイムに招待された大宮ろう学校の生徒さんに持っていただき、場内を一周する予定で考えている。当日使った横断幕は、大宮駅西口を出たところにデッキがあるが、そこに飾る予定で考えております。当日は、チラシの配布ということで、より多くの方に条例作りをしているということをも市民に周知したい。また、ハーフタイム中、オーロラビジョンを使って条例関係のPR映像が流れる予定。また、あわせて場内アナウンスもPRのために放送する。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。時間が延びており申し訳ない。

(平野委員)

中間報告の取り扱いだが、8月3日に施策推進協議会があるとすれば、中間報告として出さないと、条例検討専門委員会の説明責任がとれないのではないかと。ここで「中間報告として了承した。」ということだとれないと、8月3日の施策推進協議会に出せないのではないかと。

(宗澤委員長)

中間報告(案)の(案)はどこがとるのか。

(事務局)

(案)をとるのは施策推進協議会。

(宗澤委員長)

「(案)として承認した。」ということはここで出さなければならないのか。

(平野委員)

「(案)として出して良い」という了承はとらなければならない。もちろんここで出た意見は修正するとして、案として出すということは了承を得なければならない。

(嶋垣委員)

スケジュールの確認だが、パブリックコメントはいつやるのか。

(事務局)

時間的な余裕は見てもらえそうである。8月のミニ集会は不可能。10、11月にタウンミーティングが設定される予定で、パブリックコメントはそれと同時に並行して行われる予定。

(斎藤委員)

パブリックコメントは中間報告という形でやるのか。

(事務局)

時間的な要素による。仮に最終報告でかけたとしても、そのあたりは後ほど相談したい。仮に答申を出すタイミングは施策推進協議会で決めていないので、それについて、こちらからお答えできない。ただ、何も決まらないのであれば、とりあえず中間報告はそのままいってしまう可能性がある。

(嶋垣委員)

いずれにしても今日この場で「中間報告(案)」は承認しないと、8月3日に出せないわけですよ。

(平野委員)

提案だが、1つは、これを出すということについて確認をしておきたい。また、意見をたくさんいただいたが、それ以外に意見があれば今週中にメールをいただき、それを受け、私と宗澤委員長と事務局で調整するというような形でどうでしょうか。

(宗澤委員長)

国がよくやるような、中間報告でもうガチガチに最後まで決まっているというような出来レースをやっているわけではないので、これは文字通りの中間報告。もちろん、今後今日いただいた意見、100人委員会、タウンミーティングの意見を踏まえて最終案に向けて変わりうるものである。ひとまず今日の意見を受けて修正できるものは修正した上で、中間報告(案)として出すという形で了解いただきたい。

(一同)
了承した。

(宗澤委員長)
それでは、以上をもちまして決められた議事は全て終わりとなります。次回の日程について事務局から説明をお願いします。

(事務局)
次回以降の日程についてですが、9月21日火曜日、19時から障害者総合支援センター2階研修室で行います。また、次回の第8回条例検討専門委員会では、「条例について話し合う100人委員会」の報告や本日の議論を踏まえ、議論をいただきたいと考えております。

4 閉会

(宗澤委員長)
それでは、以上をもちまして、「第7回条例検討専門委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。